

## 避難口のとびら等に関する運用基準

淡路広域消防事務組合火災予防条例（昭和 59 年条例第 89 号）第 40 条の 2 の規定に基づき、避難口のとびら等に関する運用基準を次のとおり定める。ただし、以下の 1 及び 2 に定める基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、省略することができる。

（避難口のとびら等の表示）

1 避難口のとびら等の表示は次のとおりとする。

(1) とびらへの表示

ア 避難方向に対する面に JIS Z8210 に規定する「非常口」ピクトグラム、若しくは避難口用の誘導標識を掲示又は文字で「避難口」等を明示すること。

イ ピクトグラムは 9 センチメートル角以上、文字を表示する場合は、原則として緑地に白文字とし、1 文字の大きさは 1 辺がおおむね 5 センチメートル以上とすること。

ウ 文字の材料等又は誘導標識は、蓄光性を有するものを原則とすること。

エ 文字又は誘導標識の表示場所は、原則として床面から 1 メートル以上、1.5 メートル以下とし、横書きとすること。

（標識の例）



ピクトグラム



避難口用の誘導標識



文字による明示

(2) とびら又はくぐり戸の床面への表示

とびら又はくぐり戸の設けられている床面には、その回転範囲を線等で明示し、空間を確保すること。ただし、当該場所の利用状況から判断して、物品が存置する可能性が著しく少なく火災予防上支障がない場合は、省略することができる。

(3) 防火シャッター等の床面への表示

防火シャッター等の降下する床面には、その幅以上の線等で明示し、空間を確保すること。

(表示に使用する緑色の範囲)

2 表示に使用する緑色の範囲については下記に示す色相のものであること。

JIS Z 9103 において規定されている JIS 安全色 (緑)

色名	塗装用の参考値		印刷・プリンター出力用の色指定推奨値				デジタルサイネージ用の色指定推奨値			HTML の推奨値
	マンセル値	日塗工色票番号	C	M	Y	K	R	G	B	
安全色										16進表示
緑	5G5.5/10	K45-55T	85	0	80	0	0	176	107	#00b06b

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和5年10月1日から施行する。  
(淡路広域消防事務組合非常口等の緑色表示要領の廃止)
- 2 淡路広域消防事務組合非常口等の緑色表示要領(昭和49年6月1日制定)は、廃止する。